	際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合 法人税額の特別控除に関する明細書	連事年	ī 業 法人名
	個 別 所 得 金 額 1 (個別所得金額がない場合は 0)		П
各	調整前連結税額の個別帰属額 (21)× (1) (19) 2	各	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二 55の①」) 19
連	取得価額の合計額(別表六の二(十四)付表「11」の合計)	連	
	同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額 4	Δ 4.	特定機械装置等の取得をした各連 結法人の個別所得金額の合計額 20
結	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額 5	治	(取得適用連結法人の(1)の合計)
法	(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額 6	法	
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	人	調整前連結税額(別表一の二「2」)
人	(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額		
に	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	l o	総調整前連結税額基準額
おけ	では、		
	法調整 前 連 結 税 額 基 車 額 13 (22)×(1) (20) 13	額	
る	個 別 帰 属 額 基 準 額 14 基	の	調整前連結税額超過構成額
計	準 法 人 税 額 基 準 額 15 額 ((13)と(14)のうち少ない金額)		(別表六の二(三)「7の⑩」) 24
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((12)と(15)のうち少ない金額) 16	計	
算	調整前連結税額超過構成額 (24)×(16) (23) 17	算	法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24) 25
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) - (17)		